

# 消費税法令の改正等のお知らせ

平成 26 年 4 月  
税 務 署  
(平成 27 年 4 月改訂)

平成 26 年 3 月に消費税法施行令等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

改  
正  
の  
ポ  
イ  
ン  
ト

## 1 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四種事業のうち、金融業及び保険業を第五種事業とし、そのみなし仕入率を 50%（現行 60%）とするとともに、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そのみなし仕入率を 40%（現行 50%）とすることとされました。

### 【適用開始時期】

原則として、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。

## 2 課税売上割合の計算における金銭債権の譲渡に係る対価の額の算入割合の見直し

消費税の課税売上割合の計算上、金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。）の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の 5% 相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとされました。

### 【適用開始時期】

平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる金銭債権の譲渡について適用されます。

## 3 輸出物品販売場制度の見直し

免税販売の対象物品に一定の方法で販売する消耗品（外国人旅行者などの非居住者に対して、同一の店舗における 1 日の販売額の合計が 5 千円超 50 万円までの範囲内のものに限ります。）が加えられました。

### 【適用開始時期】

平成 26 年 10 月 1 日以後に行われる課税資産の譲渡等（消耗品の販売）について適用されます。

## 1 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

### 【改正の概要】

簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり改正されました。

- ・金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ（みなし仕入率 60%⇒50%）
- ・不動産業が、第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ（みなし仕入率 50%⇒40%）

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

**【適用開始時期】**

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。ただし、次の経過措置が設けられています。

**簡易課税制度の改正に係る経過措置の内容**

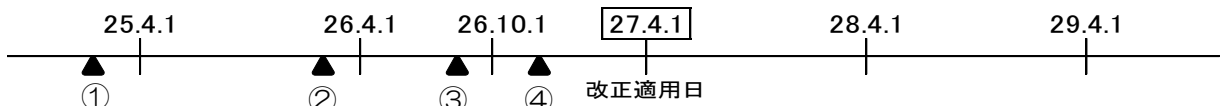
平成 26 年 9 月 30 日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から 2 年を経過する日までの間に開始する課税期間（簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間）については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

(注) 平成 26 年 10 月 1 日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、改正後のみなし仕入率が適用されます。

**○ 不動産業（第六種事業）に該当する事業を営む者に係る経過措置の適用関係《例》**

**(1) 【3月31日決算法人の適用例】**

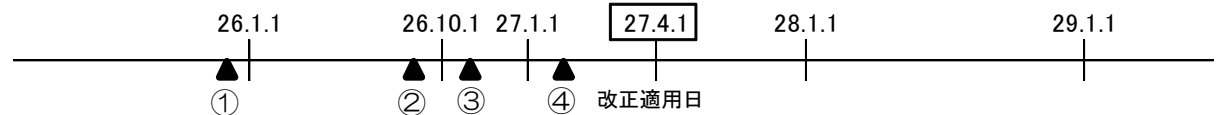
《▲=消費税簡易課税制度選択届出書の提出》



「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課 税 期 間				
	自 25. 4 . 1 至 26. 3 . 31	自 26. 4 . 1 至 27. 3 . 31	自 27. 4 . 1 至 28. 3 . 31	自 28. 4 . 1 至 29. 3 . 31	自 29. 4 . 1 至 30. 3 . 31
① 25. 3. 31 以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算
② 26. 3. 27	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
③ 26. 9. 26	(一般課税)	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
④ 26. 10. 6	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算

**(2) 【個人事業者及び12月31日決算法人の適用例】**

《▲=消費税簡易課税制度選択届出書の提出》



「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課 税 期 間			
	自 26. 1 . 1 至 26. 1 2 . 3 1	自 27. 1 . 1 至 27. 1 2 . 3 1	自 28. 1 . 1 至 28. 1 2 . 3 1	自 29. 1 . 1 至 29. 1 2 . 3 1
① 25. 12. 31 以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
② 26. 9. 26	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
③ 26. 10. 6	(一般課税)	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
④ 27. 3. 16	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算

**ご注意ください！！**

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用を受けることをやめようとする場合には、適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできません。

**【具体例】**

平成 25 年 3 月 31 日以前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出して、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、平成 27 年 4 月 1 日に開始する課税期間から、その適用を受けることをやめようとするときは、平成 27 年 3 月 31 日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

## 2 課税売上割合の計算における金銭債権の譲渡に係る対価の額の算入割合の見直し

### 【改正の内容】

これまで、消費税の課税売上割合<sup>(注)</sup>の計算上、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。<sup>(※)</sup>）の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の全額を資産の譲渡等の対価の額（分母）に算入することとされていましたが、今回の改正によりその譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額（分母）に算入することとされました。

※ 資産の譲渡等の対価として取得した金銭債権の譲渡については、その譲渡等の対価の額は課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額（分母）に含めないこととされています。

(注) 課税売上割合とは、その課税期間中の国内における資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）に占めるその課税期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）の合計額の割合をいいます。

$$\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額（課税売上高（税抜き））} + \text{免税売上高}}{\text{資産の譲渡等の対価の額（課税売上高（税抜き））} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

改正前 金銭債権の譲渡に係る対価の額の**全額**を資産の譲渡等の対価の額（分母）に算入



改正後 金銭債権の譲渡に係る対価の額の**5%に相当する金額**を資産の譲渡等の対価の額（分母）に算入

### 【適用開始時期】

この改正は、平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡について適用されます。

## 3 輸出物品販売場制度の見直し

### 【改正の内容】

#### (1) 免税対象物品の範囲の拡大

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品については、これまで、輸出物品販売場における免税販売の対象外とされていましたが、外国人旅行者などの非居住者に対して同一の店舗における1日の販売額の合計が**5千円超 50万円までの範囲内**の消耗品について、次の方法で販売する場合に限り免税販売の対象とされました。

- ① 非居住者が、旅券等を輸出物品販売場に提示し、当該旅券等に購入記録票（免税物品の購入の事実を記載した書類）の貼付けを受け、旅券等と購入記録票との間に割印を受けること。
- ② 非居住者が、「消耗品を購入した日から**30日以内**に輸出する旨を誓約する書類」を輸出物品販売場に提出すること。
- ③ **指定された方法により包装されていること。**

(注) 非居住者が国外における事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は、通常生活の用に供する物品に該当しないため、これまでと同様に免税販売の対象になりません。

#### (2) その他

輸出物品販売場を経営する事業者が保存すべき書類の追加や購入記録票等の様式の弾力化・記載事項の簡素化などが行われました。

### 【適用開始時期】

この改正は、平成26年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されます。

#### 〔輸出物品販売場制度とは〕

輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度です。

なお、輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。

※ 詳しくは、国税庁ホームページの「輸出物品販売場制度の改正について」をご覧ください。

平成 26 年 4 月 1 日から消費税（地方消費税を含む）の税率は 8% です

## ○ 平成 26 年 4 月 1 日から消費税（地方消費税を含む）の税率は 8% です

平成 26 年 4 月 1 日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには…

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

- ※ 平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。
- ※ 消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

## ○ 総額表示義務の特例が設けられています

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。

なお、消費者への利便性に配慮する観点から、平成 30 年 9 月 30 日までの間であっても、当該特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

- ※ 消費税転嫁対策特別措置法の期限については、平成 29 年 3 月 31 日から平成 30 年 9 月 30 日に延長されました。

## 消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年 10 月 1 日施行「消費税転嫁対策特別措置法」）において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

- ※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」（下記 URL）をご覧ください。

URL <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

### 消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されています

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、内閣府に「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】平日 9:00～17:00

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

- ※ 消費税法の改正内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。